

## 海洋調査技術学会著作権規程

- 1.本規定は、海洋調査技術学会（以下、本学会）の出版物に掲載される論説、研究ノート、技術報告、解説、紹介記事等（以下、本著作物）に関する著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。
- 2.本著作物の著作権は、著作権法が定めるところの著作物の取り扱いに従う。
- 3.本著作物の著作権は、著作権譲渡契約書の提出をもって、原則として本学会に帰属させる。ただし、特別な事情により著作者から申し出があった場合には、著作者と本学会との間で協議の上措置する。
- 4.以下の場合、著作者は、自身の論説等の全部または一部を、著作権が本学会に帰属することと出典を明記することにより、本学会に通知することなく利用することが出来る。
  - (1)著作者自身が管理するウェブサイト等において、掲載誌の発行から1年が過ぎた本著作物のファイルをアップロードする場合。
  - (2)著作者自身が講演者として行う講義・講演で資料として使う場合。
  - (3)著作者自身が著者として公刊する著作物の内部に使用する場合。
  - (4)その他、これらと同等の著作者自身による学術的活動に使用する場合。
- 5.著作者以外のものが、法に定める引用の範囲を超え本学会に著作権が帰属する本著作物の一部、あるいは全部を利用する場合には、予め本学会からの書面による許諾を得なければならない。

### 附則

- 1.著作権に関し、本規定に定められていない事柄については著作権法に拠る。
- 2.本著作権規定は、2018年11月22日より、施行する。